

早稲田大学法学学術院 教授 大塚 英明

【アブストラクト】

保険法 42 条は、他人のためにする生命保険契約において保険金受取人として指定された者は固有権として当然に保険金請求権を取得できると定める。もともと他人のためにする生命保険契約は、民法の第三者のためにする契約の亜種と捉えられている。民法ではこの種の契約において、受益者が契約成立時に「受益の意思表示」をもってそれによる契約上の利益を享受できるかどうかを確定する。この面から見れば、42 条はこのステップを排してしまった。その結果、とくに保険事故発生後に保険金受取人が生命保険契約上の利益を享受したくないという意思を表明したときに、理論的混乱が生じることとなった。私法上の「権利」の一般則に従い債権者の放棄をそのまま債務者に対する免除と捉えて良いか、あるいは保険法の解釈として別様に解する余地があるのかが問題となる。平成 27 年の大阪高裁判決は前者と解したが、保険法では伝統的に、受取人の権利放棄により契約が自己のための生命保険契約へと転化すると解する論者が多い。本稿は、この伝統的な解釈の理論的背景を、「対価関係の欠缺」という観点から掘り下げて再考することを目的としている。

【キーワード】

他人のためにする生命保険契約 受取人の権利放棄 受益の意思表示

I はじめに

近年、状況からすればかなり特異ではあるものの、理論的に大きなインパクトを持つ事案が大阪高裁で審理された<sup>\*1</sup>。死亡保険金として法定相続人が指定されている生命保険契約において、3 名の相続人のうち 2 名が相続放棄を行うとともに「保険金請求権放棄」の意思を表示したのである。残った 1 名の相続人は、他の 2 名の「放棄」分の保険金を自己に帰せしめるためにいくつかの論法を用いて<sup>\*2</sup>保険会社にその支払を迫ったが、本稿ではとりわけ次の主張に注目する。すなわち原告は、「原判決は、保険事故発生後の保険金受取人による保険金請求権の放棄につき債務消滅切による帰結を述べるが、〔保険会社〕が本来支払うはずであった保険金を保持しうる理由はなく、不当である。保険金受取人が権利を放棄した場合には、保険事故発生の前後を問わず、保険契約者自身が保険金受取人になると考えるべきである」と主張したのである。

この点につき大阪高裁は次のように判示する。すなわち、「保険事故発生後は、保険金受取人の保険金請求権は具体化し、保険金受取人は、具体的な金銭債権である保険金請求権（債権の一般原則通り、債権の放棄を含め、債権者が自由に処分できる権利）を確定的に取得し、他方、保険契約者は、既に保険契約に対する何らかの処分をすることができなくなっているのである。保険金受取人が金銭債権である保険金請求権を放棄したとしても、保険契約者のした保険金受取人指定の効力が遡って失われるとする法律上の根拠が存するものではない」。これによれば、被保険者死亡によって保険金受取人の権利は、具体的保険金請求権として確定する。保険金受取人が取得したこの具体的保険金請求権は、受取人の意思に応じて自由に処分することができ、それを放棄した場合は単純な権利放棄であり、

債務者の側からみれば債務免除となるため、保険者に対する保険金請求権は当然に消滅することになる。

端的に言って、このような判決の解釈は、私法上の「権利」についての普遍的原理に従うものであり、「実定法から導かれる、いたって自然なものと思われ」る。それに対して、受取人の「放棄」により当該契約が自己のためにする生命保険契約へと性質を変化させるとする見解の「論理はいたって技巧的であり、これを採用するにはハードルが高い」<sup>\*3</sup>。確かに被保険者が死亡した後は、保険金受取人の保険金請求権は「具体化」するものと理解されてきており、なによりも権利者がこれを譲渡・質入れすること等が可能になるのであれば、同じ処分行為として放棄（免除）することも可能と解するのが理に適う。したがって、理論的に無理なく説明づけることができるのは、どのようにひいき目に見ても、この判決の結論である<sup>\*4</sup>。

ところが驚くべきことに、保険法の伝統的な解釈においては、被保険者死亡後でも保険金受取人の「拒否」は遡って保険金受取人として指定されたことそのものを否定する効果を持ち、そのために契約が自己のためにする生命保険契約に転化すると解する論者が多い。それは上の法的な「権利」解釈の合理性とは真っ向から対立することになる。仮に判決の結論に反対しようとするならば、いわばデフォルトたる権利放棄論の整合性を覆すに足りるだけの合理性を、自己のためにする契約転化説の論拠に見いだせるかが問題となる。

本稿では、伝統的な保険法解釈がなぜ理論的な「無理」を押してまで自己のためにする生命保険契約への転化論を唱えてきたのか、その真意を探って見ることにしたい。

## 2 他人のためにする生命保険契約における受取人の放棄

おそらく最も古い時期にここで扱う問題について見解を表明したのは、野津博士であろう。「第三者の権利取得は、契約上当然に生じ、第三者の知不知を問わない。然し、第三者を強制する趣旨ではないから、第三者において、其の取得を拒絶することを得るのみならず、取得後もこれを放棄することを得ることは言うを俟たない。拒絶は保険者に対する一方的表示を以てする到達を要する法律行為である。拒絶あるときは、これに因り、保険者は給付の義務を免れるのではなく、爾後、保険契約者自己の為めにする生命保険になるに過ぎない」<sup>\*5</sup>。ここでは、受益の意思を必要としない保険金請求権の当然取得という、他人のためにする生命保険契約の権利取得の本質的な性質についての記述箇所<sup>\*6</sup>の直後に、受取人からの拒絶（＝放棄）<sup>\*7</sup>が触れられている点に注意すべきであろう。つまり、この部分を読み下したとき、せつかく権利を当然に取得できるとしながらも、そのメリットを詳述するより前に、「でもそれを放棄できるのだ」というように、ある意味で冷や水を浴びせるような書き方をしているのである。このことは、野津博士が、他人のためにする生命保険契約において受取人の意思を排除したある意味で特殊で強行的な権利取得構造と対比的に、一種の「緩衝策」として権利の放棄の役割をなによりも強く意識していたことの顕れではないかと考えられる。

同様に大森博士も次のように述べる。「他人のためにする生命保険契約においては、契約者が別段の意思を表示しないかぎり、その受取人は、享益の意思表示を必要とせずして、当然に保険契約の利益を享受する（商法六七五条一項）。もっとも保険金受取人がこれを抛棄することを妨げず（商法六八三条一項・六五二条参照）、その場合は受取人の指定の

ない契約者自己のためにする保険契約となる」\*8。まさに「当然の権利取得」と相補い合う形での記述であり、野津博士の意図が踏襲されていると見てよからう。

さらに大森博士は、まず参照すべき条文として、損害保険に関する旧商法 652 条を挙げている。「他人のために保険契約をなしたる場合において、保険契約者が破産の宣告を受けたるときは、保険者は被保険者に対して保険料を請求することを得。ただし被保険者がその権利を抛棄したるときはこの限りにあらず」とする規定である。他人のためにする生命保険の構造とは多少相違するが、保険契約の利益を享受すべき「保険契約者以外の者」が、自らその利益を放棄できるとする点を抛り所に、その基本理解を他人のためにする生命保険契約についても応用する趣旨である。

これを補足する形で大森博士は、「民法五三七条二項とは異り、他人は当然に一すなわち何らの受益の意思表示を必要とせずして一契約の利益を享受する旨を定めているのである。他人に利益を与えることでも、これをその他人の意に反してまで強要し得ないのであるから、その受益者である他人はこれを抛棄し得ることはもちろんであるが、他人が積極的にこれを抛棄・拒絶しない限り、そのほかになら他人の意思の積極的干渉を要せずして、その他人は受取人としての地位を取得することとしたのである」\*9と述べる。保険金受取人が「当然に」権利を取得するという強力な効果に対するある種の「言い訳」として、「もちろん」「抛棄し得る」ものとして、他人が取得する権利があくまで私法上の「権利」であることを強調する意図が明白になっている\*10。

この点について中村敏夫氏は、ドイツ法を参照しながら次のように指摘する。「第三者のためにする契約は近代法における私的自治の範囲の拡大といわれているが、それにより第三者は当然に権利取得をすることとなるので、利益といえども強要しないという法原則との調和を図るために〔ドイツ法上の拒絶規定〕が設けられたものと考えられる。…そして、利益といえども強要されないということは現代法において原則であるが、それは実は古くからあった思想であり法原則であって、これを無視することは許されないのである」。同氏もまた、他人のためにする生命保険契約における権利取得の安易性が受益の強要にならないためのバランス要因として放棄を位置づけ、「このように拒絶は第三者が直接、当然に権利を取得する制度と、利益といえども強要されないという原則の接点にあるものとして、事物の当然として、認められるべきものであ」\*11と結論づけている。

これらの初期の論者がこぞって重視するポイントは、生命保険契約の受取人が受益の意思表示なくして当然に法的利益を取得する点である\*12。

これを逆説的にみれば、これらの見解では、一般に第三者のためにする契約においては受益者が民法 537 条 2 項の受益の意思表示をもって権利の「取得」にワンステップを置くことができる、つまり「当然に」は権利を取得しないという点が強く意識されている。少々極端な言い方をすれば、そうした受益の意思表示を介することこそ「〔権利取得を〕他人の意に反してまで強要し得ない」という「古くからあった思想であり法原則」の担保策であった。そのような見方からすれば、民法 537 条 2 項こそ、第三者のためにする契約本来の原型的・標準的な要素であり、他人のためにする生命保険契約で受益の意思表示が制度的に排されていることは、異端的・例外的な契約形態の変容として捉えられる。

さらに論を進めれば、これらの見解にとっては、受益の意思表示という第三者の契約一般に共通すべき基本的なステップが外されている以上、被保険者の死亡というイベントが

たとえ保険法の枠内では権利確定の重要な要素と評価されようとも、契約後（受益の意思表示がない状態が続く限り）の第三者（受取人）の法的地位は、あくまで「受益の意思表示を留保したままの受益者」にとどまる。したがって、保険事故たる被保険者死亡が実現した後でも、否定的な受益意思の表明、すなわち「保険金受取人たる地位に就くことの拒否」を行うことができるのである。

### 3 契約の存続と自己のためにする契約への回帰

もっとも、利益といえども強要されないという権利取得の自由性を強調するだけでは、①保険契約がなんらかの形（他人のためか自己のためか）で存続すること、および②保険契約が自己のためにする契約に変質することを、必ずしも合理的に説明づけることはできない。この権利取得の自由性から根拠づけようとするれば、放棄は、あくまで保険金受取人に利益を享受「しない」自由を与えればすむ話であり、最も端的には契約そのものの最終的目的を否定すれば（正確には、受領拒否か）よいからである。つまり、受取人による放棄は保険者の保険金支払義務の免責という効果によって確保されてもいっこうにかまわないうちである。したがって、放棄が「できる」ことの確認より一步踏み出した、契約の存続かつ自己のためにする契約への変質を、より積極的に理由づける必要が生じる。この点、上掲の野津博士の引用部では、「拒絶あるときは、これに因り、保険者は給付の義務を免れるのではなく、爾後、保険契約者自己の為めにする生命保険になるに過ぎない」、および大森博士の引用部では、「その場合は受取人の指定のない契約者自己のためにする保険契約となる」という帰結が、放棄の結果としてかなり唐突に導かれており、ここで言う趣旨からすれば極めて短絡的である。

これに対して中村氏は、特定遺贈においては、受贈者が意思表示を要せず当然に権利を取得できることから、他人のためにする生命保険契約と特定遺贈の両者がその「法的評価の基準となる諸点において一致している」<sup>\*13</sup>と解し、前者の保険金受取人による権利の放棄について後者の受遺者の権利放棄を類推適用する。民法 986 条 1 項は、「受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる」とし、さらに 2 項は「遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる」と明文の規定を置いている。そしてこの放棄によって宙に浮いた財産権は、民法 995 条で、「遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を失ったときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する」ことになる。結局、受遺者が放棄した場合には、最初から受遺者の地位に着かなかったことになり、そのため対象財産は相続財産から逸出しない。この特定遺贈の効果を他人のためにする生命保険契約に応用すると、「拒絶により保険金受取人の指定がはじめから効力を生じなかったものとみなされ」、「当然保険契約者自己のためにする保険になるわけである」<sup>\*14</sup>と構成する道が開けるとされる。

しかしながら、こうした特定遺贈における受遺者の権利放棄と他人のためにする生命保険における受取人の放棄を純粹に同視できるかは、多分に疑わしい。注意しておくべきは、遺贈対象財産について受遺者が放棄してしまうと、まさに「権利の帰属」が不明となる点である。つまり、遺贈対象財産はすでに存在している有価物（物権）であり、その所有権がだれになるかが最終的な「帰属」問題である。もし受遺者に帰属しなくなれば、この遺贈対象財産をただちにこの世から消滅させることが不可能である以上、もとの相続財

産から「逸出しない」と構成するほかない。これに対して他人のためにする生命保険契約では、保険金受取人が取得する財産はあくまで債権にとどまる。その保険金受取人に「帰属」すべき財産（金銭）がすでにどこかにプールされており、受取人が放棄しなければ当該財産の物権的な権利（所有権）が当然にその受取人に「帰属」という構造ではない。対比的にいえば、遺贈においては受遺者が放棄した財産はその所有的な「帰属」がまさに宙に浮いてしまうからこそ、その帰属を最終的にどこかに押しつけなければならない。それとは異なり、他人のためにする生命保険契約においては、受取人が放棄したときは金銭請求権が「発生しない」と構成する余地が十分にある。すなわち、契約そのものの無効化である。したがって、この請求権を誰かに無理にでも帰属させる必要性は、当然には出てこない。

ふつう、他人のためにする生命保険契約の場合については、次のように言われることが多い。例えば山下孝之氏によれば、「受取人と指定された第三者が受益を拒絶すれば、第三者への権利の帰属は不可能となり、受取人指定の効果の帰属が定まらなくなるが、生命保険契約の趣旨からすれば、それにより保険者の履行不能となるとするのは妥当ではなく、結局、契約当事者たる保険契約者にその効果を帰属させることが、契約当事者の意思に合致すると解すべきである」。また中西教授も、保険金受取人に指定された他人の意思を絡めて、次のような定式化を行う。すなわちまず、その保険金受取人の「放棄」の意思内容としては、①保険金請求権が自己に帰属することは承認しながらも、その権利取得を望まないのをこれを放棄するという場合と、②保険金請求権が自己に帰属することそのものを希望しないという二つの場合が想定される。その上で、結局権利を放棄するのであれば、①はふつうに考えて無価値な行動であり、特別の事情がないかぎり②と想定される。そして②の場合にはやはり「保険金請求権の帰属」が問題となるが、それは最終的に保険契約者に帰すると解するほかない<sup>\*15</sup>。

前述したような拘りをもちながらこれらの見解のとり表を眺めると、「権利の帰属」ないし「効果の帰属」という語が、極めて曖昧に用いられていることがわかる。

この相違を意識すれば、特定遺贈の受遺者による放棄は、かりに前掲の②の「帰属」問題を解決できたとしても、その前提となるべき①の問題、すなわち生命保険契約自体の効果の継続を説明づけることができない。

#### 4 成立した生命保険契約の有効性維持の根拠

したがって、保険金受取人が自己の権利を放棄した場合でも、単なる債権の消滅ではなく、①契約が存続し、②自己のためにする保険契約に変質するという結論を志向するのであれば、とくに①についてより積極的な論理付けが要求されよう。

そのような思惑から、他人のためにする生命保険契約における当事者の意思を「枠付け」する努力が払われてきた。

甘利教授は端的に、「受取人の請求権の放棄の意味は、保険者に対する債務免除することにあるのではなく、何らかの事情から自己に請求権が帰属することを拒否することであり、保険契約者（その相続人を含む）に返還したいというのがその真の意図である」<sup>\*16</sup>と想定する。より大胆にいうと、「それを法的に構成するならば、保険金受取人による保険金請求権の保険契約者への譲渡の意思表示」<sup>\*17</sup>ということになろう。そして他人のために

する生命保険契約では、保険契約者と保険金受取人の意思を合理的に解釈すると、「保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合には、保険契約者が保険金請求権を有するという合意が指定の時に当然になされている」<sup>\*18</sup>という定型化がなされる。

このような受取人の意思を構想する前提として、甘利教授は、「保険金受取人の保険金請求権の放棄により、保険金請求権が消滅し、保険者が保険金支払い債務を免れるという結果は、通常解釈として、とくに保険契約者の意思とはかなり乖離する」<sup>\*19</sup>という懸念を示されている。この前提理解は、上述の受取人の意思内容よりさらに前段階のテーゼを示唆している。すなわち、保険契約者としては、ひとたび保険者との間で保険契約を成立させ、順当に保険料の払込義務等を履行してきた以上、死亡保険金の支払という究極の目的による生命保険契約の目的を実現させようという「意向」を持つ。それは、たとえ当該保険金の「名宛人」が変わろうと、広い意味で生命保険契約というものの存在意義を積極的に評価する立場と考えられる。

確かに、こうした生命保険契約の「一般的な存在価値・継続価値論」に対しては、当然のことながら、保険金受取人が誰であるか、とくに他人であるか自己であるかは、保険契約そのものの本質的意義を変える要素であるとする反論が成り立つであろう。しかし、甘利教授の指摘は、生命保険契約の存在価値を、自己のため・他人のためという契約性質論よりも高位に置いていることになろう。さらに敷衍すれば、生命保険契約は、いったん締結されて保険者が保険金の支払体制に入ったからには、すでにそれだけで社会的・経済的な価値を持つ。したがって、成立した契約について、なるべくその効力を失わしめないように解釈すべきこととなる。もしこのようなテーゼが正しいとすれば、前掲の①および②を導き出す真の根拠は、最終的には生命保険契約の持つ社会的・経済的な価値を毀損することの回避という方向に求めることができそうである。

山野教授も、基本的には上と同様の考え方によって、「保険金受取人の請求権放棄により保険者が保険金支払債務を免除されるということであれば、保険契約者が保険料を支払うことによって生命保険制度を利用した趣旨を没却することになりかねない。保険金受取人が権利を放棄することによって、保険金受取人指定の実質的な意義が失われるが、これは当初から指定がなされていないかかった場合に等しい。指定のない契約は自己のためにする契約であるから、放棄の時期を問わず保険契約者または相続人が遡及的に保険金請求権を取得することになる」<sup>\*20</sup>とされる。山下友信教授が、「もともと保険金受取人指定は指定された者が権利を放棄する場合には保険契約者を保険金受取人とする趣旨でなされているものであ」<sup>\*21</sup>るとされるのも、同じ理解に基づくものであろう。

## 5 受取人たる地位の放棄と権利の放棄

山下典孝教授は、放棄を行う保険金受取人の意思を、「保険金受取人の地位」の放棄と構成することにより、この問題を整合的に解決する試みを提示される。すなわち、「従来の自己契約説および確定的債務免除説は、いずれも保険金受取人が保険金請求権を一旦取得した後に、それを放棄するということを前提に理論構成しているものと思われる」。この指摘の前提にあるのは、指定された他人の権利が、保険事故の発生の前後で性質を変えるという考え方であろう。つまり、事故が発生する前は受取人が抽象的な保険金請求権を保有するにとどまり、事故が具体的に保険金請求権の発生を確定づけるという意味で、そ

の抽象的地位が具体的債権へと変化するという理論構成である。「そうすると保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権を一旦取得した後、これを放棄することは、やはり通常の債権放棄と同様に、確定的債務免除と解せざるを得なくなる」\*22。いわゆる抽象的保険金請求権が保険事故の発生によって確定債権に変質するという捉え方からすると、事故後の放棄は一般的な債権放棄の準則に従うほかなく、そのために債務免除による保険金請求権の消滅が導かれてしまうことになる。

しかし山下（典）教授は、次のように保険金受取人の放棄の本来的な意図を分析し直す。「保険金受取人として指定された者は、通常、自己に保険金請求権が帰属すること自体も放棄する〔と〕考えられる。すなわち保険金受け取り人として〔の〕地位につくこと自体を辞退したいと考えるのではないか。そうであれば保険金受取人が保険金請求権の取得自体を望まないと考えることが一般的であるとすれば、保険金請求権は誰にも帰属しない、すなわち、そもそも保険金受取人の指定がなかったものと解釈でき、その場合には、保険契約者自身を保険金受取人とした『自己のためにする』生命保険契約と解することになる」\*23。この保険金受取人たる地位の放棄は、被保険者死亡という事故が発生する前の受取人の地位を想起すれば、その効果を明確に知ることができる。保険事故発生前はいかに受取人に抽象的な保険金請求権があるといおうとも、指定変更権を留保する保険契約者は、いつでもこの抽象的権利の受益者を変更することができるのであり、その抽象性はすなわち不確定性につながる。したがって、指定された受取人はあまりに不確定な「利益」を持つにすぎず、極端に言えばその「放棄」という概念自体に無理がともなう。かりにこの段階で指定された他人が「放棄」をしても、法的には受取人自身には何らの「利益」喪失があるとはみなされない。たかだか、契約内容の再検討を促す、つまり受取人の側から契約者の指定変更権の「再行使を促す働きかけ」としての意味しか有しないはずである。事故発生後においてもこのような構成を維持できれば、具体的保険金請求権の放棄が問題とされる場面でも、実は常に受取人たる地位の放棄が伏線的に潜在していることになる。

山下（典）教授のこうした理解は傾聴に値する。もっとも、その論理構成を補強するためには、他人のためにする生命保険契約さらには私法上の第三者のためにする契約の本質にまで遡った掘り下げが必要となることは否めない。残念ながら、山下教授が改説されたいまとなってはその掘り下げ作業をもはや期待できない。そこで、自己のためにする契約への変質という見方に拘泥する立場を離れ、他人のためにする生命保険契約の法的構造論にまで遡った検討を行うことにしたい。

## 6 私見

### (1) 問題の再認識－「利得」という視点から－

広瀬教授はこの問題について、自己のためにする契約への変質をいう立場の「根底には、保険金受取人の権利放棄により生じた利得を保険者が取得することは看過できない、という実質論がある」と指摘される。そして、逆に保険金受取人による権利放棄が債務免除を導くという立場では、「債務の免除を債権の消滅原因に定めている以上は保険者の利得の正当性を問題とする余地がない」という対立図式になることも示される。実は、この「利得」の感覚（より正確には後述するような「不当利得」の感覚）こそ、受取人の権利放棄

の問題を俯瞰するための鍵となる。ただここでは、この「利得」が、保険金受取人と保険者との間で生じるように捉えられているが、それではこの本質を見誤るおそれがある。

広瀬教授自身は、「しかしながら、自己契約説が問題視する『利得』は、保険者と保険金受取人との関係においてではなく、保険者と保険契約者との関係においてのものである」と論を展開する。もっともそれは、保険金受取人の放棄があっても「保険契約者（要約者）が有する、保険者（諾約者）に対して第三者に給付をなすべきことを請求する権利が直ちに消滅するわけではなく、「保険契約者（要約者）と保険者（諾約者）との間の関係に戻って契約の趣旨を追求することになる」という回り道を辿るからであって、自己のためにする生命保険契約への法理論的「復帰」に拘った理解であろう。したがって、広瀬教授のこのような保険契約者・保険者間での「利得」把握もまた本質を見誤るものと言わざるを得ない。

自己のためにする契約への転化説の「実質論」を重視するのであれば、むしろより端的に、金銭請求権が保険金受取人ではなく保険契約者に帰着することとなるべき利益関係を意識しなければならない。したがってここにいる「利得」は、結局、保険契約者と保険金受取人との間のバランスを保つべき法律関係、すなわち第三者のためにする契約における「対価関係」の問題としてとりあげるべきである。

一般に民法の第三者のためにする契約の解釈においては、「対価関係は、第三者のためにする契約の構成要素ではないから、これを欠いても、第三者は、諾約者に対して権利を取得するのであるが、しかし、第三者が取得した権利は要約者との関係では、不当利得を構成する」<sup>\*24</sup>と解されている。他人のためにする生命保険契約もまた、この民法的基礎理論から大きく逸脱することは難しいであろう<sup>\*25</sup>。したがって、保険契約においても、保険金受取人が第三者である場合には、保険契約者（要約者）と保険金受取人（受益者）の間には、法的評価に値する利害としての対価関係が存在「しなければならない」という点を出発点に論を進めることにする。

## 2) 対価関係と受益の意思表示

上記引用にいうとおり第三者のためにする契約というものは、契約意思を表明しあえる要約者・諾約者の交渉のみによって成立する。ところが、契約の当事者に準ずる立場にある受益者は、契約の形成過程で意思表示をする機会が基本的に存在しない。だからこそ、要約者・諾約者との間の「補償関係」とは別に、要約者・受益者間の「対価関係」というものをあえて持ち出す必要があった。受益者は、この対価関係を熟慮した上で、当該契約に「参加するか否か」を受益の意思表示をもって表明することができる。契約形成過程に参加できないからこそ、こうした実質関係への配慮と特殊な意思表示の機会が設けられたと解すべきであろう。民法の解釈においては、「フランス法の学説が、受益の意思表示の意義を本質的な点で重要視しないのに対し、日本法における近時の学説は、むしろ、受益の意思表示の意義については、第三者保護の強化という視点に目が向けられている」と指摘されている<sup>\*26</sup>。程度の強弱こそあれ、第三者にとって受益の意思表示が確保されることは、契約構造に第三者を取り込むための重要な分水嶺となっていることが認められる。

ところで、他人のためにする生命保険契約において保険金受取人に指定された者が、その利益を「放棄」したいと思うとすれば、おそらくそれは、「この生命保険契約とはかか



わりになりたくない」という趣旨であろう。自身を、契約の内容の一部として組み込まれたくないというこのような意思是、具体的な権利の取得を自覚しながら敢えてそれを放棄するという意思とは、法的評価が明らかに異なる。

こうした保険金受取人の意思是、他人のためにする生命保険契約の法構造自体にどのように組み込まれるのだろうか。換言すれば、そもそも保険法 42 条が、「保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する」としていることの意味をどのように理解すべきであろうか。

これまで一般的には、指定された保険金受取人がこの規定によって前述したように抽象的ながらも指定と同時に「権利」を取得するものと解されてきた。例えば、「指定変更権が留保されている場合には、保険契約者は何時でも一方的に保険金受取人を変更できるのであり、その意味では保険金受取人の地位はきわめて不安定なものである。そのことから、たとえば、死亡保険金請求権についていえば、保険事故発生前は保険金受取人は条件付の権利をも未だ取得しておらず、たんなる期待を有するにすぎないという見解が主張される余地がある。しかし、権利者としての地位が不安定であるということと権利性は論理的に両立しうるものであり、指定変更権が留保されている場合といえども、保険金受取人は条件付権利を直ちに取得するものと解すべきである」<sup>\*27</sup>。そして、冒頭でも述べたように、保険事故発生前でもこの「保険金請求権」について質権設定が可能とされたり、指定された（予定）保険金受取人の債権者による差押が認められたりすることから、ここにいう「条件付権利」の権利性がより強調されてしまうこととなった。

しかし、民法の第三者のためにする契約一般のように、受益者が受益の意思表示を行うことができる場合であれば、権利性、すなわち当該契約における受益者の「存在感」ともいべき価値が高まることは納得できる。なぜなら、前述のように受益の意思を表明するかどうかを検討する過程で、受益者は要約者が当該第三者のためにする契約を締結した意味、つまり「対価関係」<sup>\*28</sup>を十分に吟味し、自身の契約における法的地位を自ら自覚しながら契約関係に参加することができるからである。この意味で、受益の意思とは、「権利を取得する」という以上に、「対価関係の意味するところを納得した上で、当該契約の構造に参加する」という意思表示であると把握することができよう。

それに対して、他人のためにする生命保険契約では、受益の意思表示という、受取人が契約参加の是非を自ら判断すべき機会が設けられていない。すなわち、対価関係を熟考した上で契約への参加自体を放棄したいという受取人の意思を考えると、他人のためにする生命保険契約は受益者にとって著しく不利な構造を持っていると捉えなければならないのである<sup>\*29</sup>。

### 3) 事故発生という事由の介在

以上のような理解を前提に置けば、他人のためにする生命保険契約の受取人による「放棄」は、一般の債権の放棄とは背景事情が相当に異なる。

他人のためにする生命保険契約を第三者のためにする契約の一種と位置づける限り、保険契約者と保険金受取人との間には対価関係が存在しなければならない。山下（友）教授はその対価関係について次のように指摘される。すなわち、「少なくとも生命保険契約については、対価関係における法律的基础は必ずしも契約の存在を必要とするものではなく、

保険契約者の一方的な権利付与の意思表示で足りるものとする」。おそらく保険法 42 条が受益の意思表示を要求していないことを意識され、その制度下での対価関係の柔軟な解釈を促進する方向での指摘と思われる。もっとも、本来は「贈与が、契約として、受贈者との合意を必要とされているのは、何人も他人から自己の意に反して自己の願いもしない財産的利益の享受を強要されるべきではないという趣旨に基づく」ものであるから、一方的な権利付与の意思表示だけでは、法的に厳格な意味における贈与とはならない。その意味では、他人のためにする生命保険契約の「贈与」的な対価関係認識は、民法的贈与の構造と相反する。しかし、山下（友）教授は、最終的にその場合も「受贈者が権利を放棄しうるかぎりこの例外を認めてもよいであろう」<sup>\*30</sup>とされる。

つまり山下（友）教授は、保険金受取人が「権利を放棄しうるかぎり」を、他人のためにする生命保険契約における対価関係成立のための最終防衛ラインに置いている。民法的第三者のためにする契約の受益の意思表示に代替する役割を、この権利の放棄に託したのである。そのように考えると、保険法 42 条は、他人のためにする生命保険契約に、受益の意思表示という要素を完全に不要としたものではないのである。

問題は、被保険者死亡という保険事故が発生した場合の処理であろう。いうまでもなく、これまで他人のためにする生命保険契約においては受益の意思表示という要素が一切考慮されてこなかった。したがって、事故発生という事実だけが、権利の確定という効果を持つものと理解されてきた。しかし、上述してきたような考え方からすると、少なくとも権利放棄は受益の意思表示（しかも否定的意思表示）に相当する。したがって、ここにおいてはじめて、「権利放棄」と「事故発生」とがバッティングする関係で捉えられるべき場面が登場した。

山下（典）教授の改説の理由は、もっぱら以下の点にある。すなわち「保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権を放棄する場合、これを保険金受取人の地位の放棄と解しても、保険事故発生と同時に保険金受取人の地位は確定し、具体的な保険金請求権の帰属者となってしまうため、遡及的にその地位を否定することは、未必的保険金請求権の帰属者を保険金受取人指定時まで遡らせて保険契約者とするのを認めない限りは難しいこととなる。そのことは、保険契約者の合理的な意思解釈を根拠としてもかなり無理のある解釈となる」。

しかし、上述したように、保険事故発生という事実は、契約参加に消極でありながらも受益の意思表示という機械を経ていない他人のためにする生命保険契約の受益者にとっては、それほど重要な転換点とはならない。その前後を問わず、権利性に乏しい保険金受取人としての地位は指定された受取人に備わっており<sup>\*31</sup>、「契約にかかわりたくない」という受取人について、この不安定な地位からの解放は保険事故発生後にも認められてよいと考える。ここで重視すべきは、抽象的保険金請求権から具体的保険金請求権への転化というような現象ではない。受取人の真意、つまり自発的表示の機会を与えられずに潜在していた「かかわりたくない」という意思を尊重することこそ、受益者の権利保障という民法的第三者のためにする契約法理の方向性に適うものではあるまいか<sup>\*32</sup>。

#### 4) 結論

このように「権利放棄」＝「(否定的な) 受益の意思表示」と解すると、それによって、

当該契約においては、少なくとも受取人が納得する形での「対価関係」が存在しなかったことになる。だとすれば解決は極めて明快である。6-(1)の最後で引用したように、民法では「〔対価関係〕を欠いても、第三者は、諾約者に対して権利を取得するのであるが、しかし、第三者が取得した権利は要約者との関係では、不当利得を構成する」と理解されている。保険金受取人は、権利放棄をした場合に保険者に対する保険金請求権を失うわけではない。しかし、その保険金請求権は保険契約者に対しては法律上の原因を欠く不当利得となる。したがって、本来であれば保険契約者が放棄した受取人に対する「不当利得返還請求権」を行使すべきであろうが、支払がなされていない段階であれば、契約者は保険者に対して、迂回的にこの権利を行使して不当利得の回復をはかることが適切である。

このように解する最大のメリットは、受取人の「放棄」があっても、第三者のためにする契約としての効果が消滅することにはならない点であろう。つまり、4で論じた契約の効果が存続は、当初の契約者の意思どおりに、「他人のためにする生命保険契約」としての有効性維持によって確保される。そして、受取人の権利放棄は、それ自体、他人のためにする生命保険契約を自己のためにする契約に転化（回帰）させるような効果を持つわけではない。それは、あくまで第三者のためにする契約論の中で、対価関係の解釈問題として処理されるべきと考える。

実は、「対価関係」の解釈による混乱が生じるのは決して受取人の権利放棄の場面だけに限られるわけではない。受取人先死亡の事案もまた、受取人が対価関係の考慮の機会を与えられなかったからこそ、その本質的な問題がもちあがる場面の一つである。もし受取人に受益の意思表示の機会があったとすれば、通説のいうように受取人の相続人への生命保険金の「帰属」は異論なく容認できる結論である。しかし、実際には先死亡した受取人に「受益の意思があった」こととする擬制を介さなければならない。その点に、受取人先死亡事案については、どうしても政策的な解決策しか打ち出せないという理論的境界の根本的原因が潜んでいる。

したがって、他人のためにする生命保険契約においては、条文において全く触れられていないにもかかわらず、対価関係および受益の意思表示を論理的に解釈していくことが大いに求められているのである。

---

\*1 大阪高裁平成27年4月23日判決、LEX/DB 文献番号 25541240。 本件は、X（残った1名の相続人）がY（保険会社）に対し、〔1〕主位的には、最高裁平成6年7月18日判決が生命保険金の処理について原則として相続法理に従わせる意図であると解したうえで、他の法定相続人が相続放棄をし、保険金請求権放棄等の意思表示をしたことにより、本件保険契約の死亡保険金請求権は全部Xに帰属した旨主張し、〔2〕予備的に本文で述べる主張のように、他の法定相続人が保険金請求権放棄等の意思表示をしたことにより、同人らの死亡保険金請求権はAの相続財産に帰属することになり、相続人はこれを相続した旨主張して、本件保険契約に基づき、死亡保険金300万円とこれに対する平成24年8月18日（契約に基づく死亡保険金の支払期日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

一審は、Xの請求を、死亡保険金から未払保険料を控除した額の3分の1である99万4405円とこれに対する平成24年8月18日から平成25年5月15日（Y（保険会社）が履

行の提供をした日)までの遅延損害金の支払を求める限度で認容したので、Xが敗訴部分を不服として本件控訴をした。

なお、本稿は、早稲田大学・保険判例研究会での同判決の評釈を大幅に加筆したものである。同研究会にご参加いただいた方々に貴重なご示唆をいただいたことを付言しておきたい。

\*2 注1に述べたXの主位的請求に対して、高裁は次のように判示してこれを退けた。「平成6年判決は、保険金受取人を『相続人』と指定した場合、保険金請求権が保険契約の効力発生と同時に上記相続人の固有財産になることを前提として、保険契約者が保険金受取人を『相続人』と指定する趣旨は、相続人に対してその相続分の割合により保険金を取得させるというのが保険契約者の通常の意味に合致することを理由に、民法427条にいう『別段の意思表示』として、相続人が固有財産としての保険金請求権を相続分の割合で有するという指定がされたものと解されるとしたものであって、Xのいう『相続法理』を考慮したものとはいえない。そして、平成6年判決は、相続人が相続放棄をしたとしても、当該相続人の固有財産としての保険金請求権の得喪に影響するものではないとする法理を否定するものでもなく、保険契約者が保険金受取人を『相続人』と指定する場合において、相続放棄をした相続人には保険金請求権を取得させないというのが保険契約者の通常の意味に合致するものとは認め難い」。

\*3 牧純一・判批・共済と保険2016年8月号29頁。

\*4 出口正義・判批・損保研究61巻4号152頁、竹濱修・判批・文研保険事例研究会レポート153号3頁、西原慎治・判批・法学研究74巻7号165頁、笹岡愛美・判批・保険判例百選143頁、遠山優治「保険法における保険金受取人の権利—その取得と放棄について—」保険学雑誌613号105頁。

\*5 野津務『保険契約法』450頁(有斐閣、1942年)。

\*6 野津博士は「第三者の権利取得」の「総説」において、まず、「保険金受取人として指定されたる第三者は、直接に、保険契約に因り、当然に、其の権利を取得し、第三者の意思表示を必要としない」と原則論を述べる。その後、イからニまで詳説するイに本文の記述を置く(野津・前掲書450頁)。

\*7 この点について、中村氏は「拒絶と放棄を分けて説明しているが、保険金受取人は指定と同時に権利を取得するのであるから、権利取得前の拒絶について述べられても実益のないことであり…」と指摘されるが、少々疑問が残る。

\*8 大森忠夫『保険法』274頁。

\*9 大森忠夫=三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』43頁。

\*10 ただし、広瀬教授は、大森博士の叙述が「保険事故が発生する前の時点を念頭に」主張されたものと解釈されている(広瀬・後掲22頁)。

\*11 中村敏夫『生命保険契約法の理論と実際』198頁。

\*12 加えてこれらの論者は、なかば意図的に被保険者死亡という具体的な生命保険金請求権確定の事由に言及していないようにも思われる。

\*13 中村・201頁。

\*14 中村・204頁。

- 
- \*15 文研事例研究会レポート 153 号 4 頁。
- \*16 甘利公人「保険金受取人指定・変更権の法的問題」生命保険論集 158 号 87 頁。
- \*17 甘利・同所。
- \*18 甘利・同所。
- \*19 甘利・前掲 84 頁。なお、甘利教授は、本文の自説の結論についても、「かなり技巧的である」ことを自認しておられる。
- \*20 山下友信=米山高生『保険法解説』296 頁。
- \*21 山下友信『保険法』509 頁。
- \*22 山下典孝「保険金受取人による保険金請求権の放棄再考」法学新報 107 卷 11・12 号 607 頁。
- \*23 山下・608 頁。
- \*24 春田一夫『第三者のためにする契約の法理』7 頁。
- \*25 他人のためにする生命保険契約においては、もともとこの対価関係が全く不要で、だからこそ受益の意思表示が完全に排除されているという考え方も成り立たないわけではない。そのように解すれば、保険金請求権の完全な「固有权」性を説明づけることもでき（相続債権者からの追求の遮断等）、むしろ説明はしやすい。しかし、これまでいずれの学説も、そこまで極端な論理を主張してはこなかったように思われる。
- \*26 春田・前掲 142 頁。春田教授は、「権利取得の校正原理（民法五三七条一項）に内在的に密接する受益の意思表示（同条二項）自体に『権利取得授權…』という法理が内在している」（前掲 17 頁）とされ、この権利取得授權があってはじめて受益者は、「事実上、第三者への権利取得帰属を追認する」（前掲 171 頁）ことができるとされる。受益の意思表示に最も強い効果を認める学説である。
- \*27 山下友信『保険法』509 頁。
- \*28 一般には実質的な代物弁済、実質的な贈与、実質的な相殺等が挙げられることが多い。もっとも保険契約の場合に、どこまで「法的」な対価関係を要求するか（例えば「贈与」が実質的なものでよいのか、法的な枠に入らなければならないか等）は一つの問題であろう。
- \*29 だとすれば、受益の意思表示という当該契約への参加の判断機会を経ていない受益者の地位は、まさに不安定なままであり、保険金受取人（受益者）が契約の構造（あるいは効力）に影響を及ぼす力は相当に弱いままであると認識すべきであろう。条文はあくまで「保険の利益を享受する」と規定するにすぎず、決して権利を取得するとは明言していない。それは、受益の意思表示というチャンスをもたない他人のためにする生命保険契約の「受益者」が、その「権利性」において極めて弱い段階にあるからこそ採られた表現であるといえる。
- \*30 山下友信『現代の生命・傷害保険法』77 頁。
- \*31 この意味で、受取人が放棄した場合にはたとえ事故発生があっても「権利は画定していなかった」と遡ることができる考える。
- \*32 山下典孝教授は、「第三者は商法六七五条一項により当然に権利を取得するから、第三者が自分に権利が帰属すること自体を否定することは認められない」とする反論がなさ

---

れ得ることに配慮し、「これは従来、第三者は権利を拒絶することはあり得ないという考え方を前提としたものであると思う。ある権利とか地位につくことを欲しないとする当事者の意思を尊重することは当然に認められるべきことである」と述べられる。本文に述べたように、受益者の「地位」の権利性が弱いゆえに、通常の「権利放棄」という考え方が適用できないという趣旨だとすれば、私見と共通する。